

令和8年度簡易保育園等保育料補助金申請の手引き

事業の概要

市川市では、認可外保育施設のうち一定の基準を満たす施設(以下「簡易保育園等」という)に入園しているお子さんの保護者へ補助金を交付しています。

対象施設

児童福祉法第59条の2による設置届を提出しており、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設のうち、開園時間が1日8時間以上であり、有資格者の保育従事者を1名以上配置している施設が対象になります。ただし、居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)は対象になりません。

補助金対象者

★補助金の交付を受けるには、下記の要件を全て満たしていることが必要となります。

1. 簡易保育園等利用時に市川市に住民登録されていること。
2. 保護者のいずれもが、就労等の「保育が必要な事由」を有すること。
3. 月極の保育料を園に納め、簡易保育園等にお子さんを預けていること(一時預かりは対象外です)。

補助の要件について

★保護者のいずれもが、下記の要件が必要となります。

★要件が変更となった場合は、変更後の要件書類の提出が必要です。

要 件		提出書類等
就 労	月実働 64 時間以上 (休憩時間を除く実働時間)	●就労証明書(市指定の様式)※雇用主又は事業主が記入 ※1 書類の有効期間は証明日から6か月以内です。 ※2 雇用契約期間が有期の場合は、契約更新毎に提出が必要です。 ※3 就労の実態を確認できない場合、要件を満たさないと判断することがあります。 ※4 ダブルワーク等、複数箇所で就労している方は、<u>直近1か月分のシフト表(原則、会社規定のもの)</u>または<u>勤怠表</u>を提出してください。 ※5 その他、就労状況により前述(※4)下線部の書類の提出を求めることがあります。 ※6 簡易保育園等に通園する児童本人の育児休業を取得中に入園した場合、入園した翌月10日までに復職した方は、入園月から対象となります。その場合、復職後に証明された就労証明書の提出が併せて必要となります。
自営業		〔開業後1年未満の場合〕 ●開業届の控え(コピー) ●「申告書等の提出について」(リーフレット)(コピー) ※日付、税務署名記載のもの。税務署で交付 〔開業後1年以上の場合〕 ●確定申告書 第1表・第2表の写し(コピー) ※収入金額(千葉県最低賃金×就労要件64時間/月×12か月の額が目安)等により就労実態が確認できない場合、要件を満たさないと判断することがあります。
求職活動	求職開始日から60日が経過した日が含まれる月の月末まで対象。 その後、就労を開始した上で就労証明書の提出が必要。	●求職活動申告書(市指定の様式)

就学	学校・職業訓練施設等に通学又は通所している場合、月の就学時間が 64 時間以上であること。 ※卒業または修了予定日が属する月の末日までが対象	●在学証明書、時間割(原則、学校作成のもの。)
妊娠・出産	出産予定月とその前後 2 ヶ月ずつの計 5 ヶ月間が対象。 例:6 月出産予定の場合 (4 月←5 月←6 月→7 月→8 月)	●母子健康手帳のコピー(表紙及び分娩予定日記載のページ) ※出産後に申請される場合であっても、出産予定月によって補助金交付期間を決定するため、分娩予定日が記載されたページが必要です。
保護者の 疾病・障がい		●診断書(市指定の様式)又は障害者手帳(療育手帳を含む)のコピー ※診断書は医師による証明が必要です。(整骨院等は不可) ※診断書の内容によっては、保育の必要性を確認する書類として認められない場合があります。
介護・看護・ 付添い	月 64 時間以上	●介護・看護・付添い状況申告書(市指定の様式) ●被介護者の診断書(市指定の様式)、介護保険証のコピー、 障害者手帳(療育手帳を含む)のコピー、付添い状況証明書 (小学生以下)(市指定の様式)のうち、いずれか 1 点
災害復旧		●罹災証明書等
虐待や DV の おそれ		●関係機関からの証明書
育児休業	上のお子さんを簡易保育園等に預け、下のお子さんの育児休業を取得されている場合。 ※最大で下のお子さんの育児休業期間終了日が属する月の月末まで。	●就労証明書(市指定の様式)※雇用主又は事業主が記入 ※育児休業期間が記載された就労証明書を提出してください。 ※育児休業を延長された場合は、延長後の育児休業期間が記載された就労証明書が必要になります。

補助金額について

- ★月の補助金額が保育料の月額を超えるときは、当該保育料の月額までとなります。
★下表の補助金額は10月分以降のもので、4月～9月分は注釈の通りです。

クラス年齢	補助金額	
	簡易保育園	企業主導型保育施設
0～2歳児 (市区町村民税所得割額 課税世帯 ※1)	45,700 円／月 ※2	37,000 円／月
0～2歳児 (市区町村民税所得割額非課税世帯 ※1)	子育てのための施設等利用給付の対象になります。 別途、申請手続きが必要です。	—(※3)
3～5歳児		

※1 4月～8月分は前年度の市区町村民税所得割額で補助金額を決定します(21,000 円～28,000 円／月)。

父母の収入が一定額以下の場合は、同居している祖父母等の市区町村民税所得割額で補助金額を決定します。

※2 令和8年10月分以降、の補助金額となります(令和8年9月分のみ 42,000 円／月)。

※3 児童育成協会を介して国から施設へ助成金として施設等利用給付費が直接支給されます。
(別途、教育・保育給付認定が必要な場合があります。)



【第2子以降の補助金加算について】

第2子以降の補助金加算については、令和8年9月からの保育料無償化に伴う制度改正のため、令和8年8月をもって廃止となりましたが、それまでの制度で定める簡易保育園(企業主導型保育施設および事業所内保育施設は対象外)に「令和8年8月31日までに」入園および本補助金申請をしているお子さんについては、経過措置として令和8年8月31日に在園する簡易保育園を卒園または退園するまで従前と同等の補助金額を受け取ることができます(0～2歳児の市区町村民税所得割額による補助金額算定は継続)。



○申請書類等は、市川市役所こども施設入園課、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口、および市内各簡易保育園等にあります。市公式Webサイト(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/7299.html>)からもダウンロードできます。

申請書類	
① 簡易保育園等保育料補助金交付申請書 (市指定の様式)	世帯構成状況は、ご家族全員をご記載ください。(お子さん一人につき一部) ※住民票の同別に限らず同居しているすべての方を記載してください。 ※単身赴任等で別居しているが、生計を一にしている方も記載してください。
② 通園証明書 (市指定の様式)	保育園が記載する書類です。(お子さん一人につき一部)
③ お子さんを保育できないことの証明(保護者の方)	提出書類は、「補助の要件について」をご参照ください。 単身赴任(海外含む)等の場合も必要です。 《対象者》◆父 ◆母 ◆同居している内縁の妻・夫
④ その他状況に応じて必要な書類	申請時の状況
	ひとり親世帯、両親不存在
	ひとり親世帯(予定)
	提出書類
	●世帯状況申立書(市指定) ●戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)
	●世帯状況申立書(市指定) ●離婚調停のわかるもの (裁判所からの呼出し状等)(コピー可)
	●特別永住者証明書 または 在留カードのコピー(裏表) または 特定在留カードのコピー(裏表) ●資格外活動許可証のコピー ※在留カード裏面の「資格外活動許可」欄に同証の記載がある場合
⑤ 住民税課税(非課税)証明書または納税通知書 ※令和7年1月1日時点から継続して市川市にお住まいの方は、提出の必要はありません。	《対象者》◆父 ◆母 ◆同居している内縁の妻・夫 ◆同居している祖父母(父母の収入が一定額以下の場合) 【A】令和8年4月～令和8年8月利用分を申請の場合 令和7年1月1日時点で他市区町村に住んでいた方 →令和7年度分の課税証明書等をご提出ください。 【B】令和8年9月～令和9年3月利用分を申請の場合 令和8年1月1日時点で他市区町村に住んでいた方 →令和8年度分の課税証明書等をご提出ください。 ※【A】【B】のいずれにも該当する場合、令和7年度分及び令和8年度分の課税証明書等が必要になります。

《記載上の注意事項》

表面の「交付請求に関する手続きを保育園に委任する項目」および裏面の「振込先口座」の記入漏れが多くなっています。手続きの円滑化のため、漏れなく記入してください。

《提出について》

上記の必要書類を揃えて

市内の簡易保育園等を利用している方は、保育園に提出してください。

市外の簡易保育園等を利用している方は、直接、こども施設入園課(第1庁舎2階)または子育てナビ行徳(行徳支所2階)の受付窓口へ提出、もしくは郵送にて提出してください。

＜郵送先＞

〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 市川市こども施設入園課 事業管理グループ宛

請求手続きについて

⇒請求にあたって保護者様の手続きは不要です。



○請求手続きの内容(市と保育園)

3か月に一度(四半期毎)、市が各保育園に、補助金の請求に必要な「実績報告書兼交付請求書」の提出を依頼し、お子さんが通園していること、及び保育料が納付されていることを確認して手続きが完了となります。

申請書提出日及び振込月等について

四 半 期	対 象 月	申請書提出期限	支 払 予 定 日
第 1 期	4 月、5 月、6 月	令和 8 年 6 月 30 日	令和 8 年 9 月下旬
第 2 期	7 月、8 月、9 月	令和 8 年 9 月 30 日	令和 8 年 12 月下旬
第 3 期	10 月、11 月、12 月	令和 8 年 12 月 25 日	令和 9 年 3 月下旬
第 4 期	1 月、2 月、3 月	令和 9 年 3 月 31 日	令和 9 年 5 月下旬

※申請書類は、通園を開始した時点で、できるだけ早めにご提出ください。

○振込予定日のお知らせは、交付決定後、各保育園に掲示いたします。

○交付金額については、市川市簡易保育園等保育料補助金交付可否決定通知書によりお伝えします。

※申請手続きは、年度ごとに必要です。

年度終了後(令和 9 年 3 月 31 日(水)より後)に前年度分の申請をなされても、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

申請後に状況等が変わった場合について

申請後に申請内容が変わった場合は、必要に応じて下記の書類の提出が必要となります。

項 目	提 出 書 類
・市外への転出 ・退園 ・保育の必要性がなくなった ・振込先口座の変更	・市川市簡易保育園等保育料補助金変更等承認申請書
・簡易保育園等の変更	・市川市簡易保育園等保育料補助金変更等承認申請書 ・市川市簡易保育園等保育料補助金交付申請書 ・通園証明書(新しい保育園のもの)
・保育を必要とする事由の変更(要件の変更、有効期限の変更など)	・市川市簡易保育園等保育料補助金変更等承認申請書 ・「保育を必要とする事由」の書類(変更後のもの)
・勤務先の変更	・就労証明書(新しい勤務先のもの)

★★ 次のような場合は、補助金の交付ができなくなります ★★

- ①市川市外に転出した。
- ②簡易保育園等を退園した。
- ③仕事を辞めたなど、お子さんを保育できないと認められる状況ではなくなった。
- ④職場に在籍したまま休業することになった際、休業要件への変更手続きをしなかった。

※補助金交付後に保育を必要とする要件がないことが判明するなど、交付対象外となった場合は、交付した補助金は返還していただくことになりますので、ご注意ください。

Q&A

Q 育児休業から復職するために子どもを簡易保育園に預けることにしましたが、いつから補助金の対象となりますか？

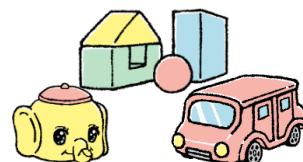
A 入園された月の翌月 10 日までに復職された場合は、入園された月から交付対象となります。
 ※復職日を確認する必要がありますので、復職日以降に証明された就労証明書を提出してください。
 (例) 4月入園、5月10日に復職 → 4月から交付対象
 4月入園、5月11日に復職 → 5月から交付対象

Q 子どもが簡易保育園に通って補助金を受けていますが、この度第2子を出産することになり、母は産前・産後休業と育児休業を取るようになりました。育児休業中も第1子はそのまま簡易保育園に通わせようと思いますが、その間も補助金を受けられますか？

A 下のお子さんの産前・産後休業及び育児休業の期間(下のお子さんの育児休業期間終了日の月末まで)も、上のお子さんは補助金交付対象となります。
 また、パートでお勤めの方などで、第2子出産にあたり一度仕事を辞めた場合には、出産予定日をはさんで前 後2か月ずつの合計5か月間は妊娠・出産要件で補助金の対象となりますが、それ以外の期間は、就労など保育を必要とする要件を満たしていなければ対象となりません。
 産前・産後合計5か月間については母子健康手帳のコピー(表紙及び分娩予定日記載ページ)の提出、育児休業取得期間については、育児休業取得期間が記載された就労証明書の提出がそれぞれ必要となります。

Q こどもが簡易保育園に通って補助金を受けていますが、離職をしました。その後、再就職をするための求職期間中は、補助金を受けられますか？

A 求職活動要件での補助金の交付対象期間は、求職活動開始日から 60 日が経過した日が含まれる月の月末までとなります。変更等承認申請書に前職退職日を記載の上、求職活動申告書と併せて提出してください。その後、就労を開始した場合は就労証明書が必要になりますので、変更等承認申請書に就労を開始した旨を記載の上、就労証明書と併せて提出してください。

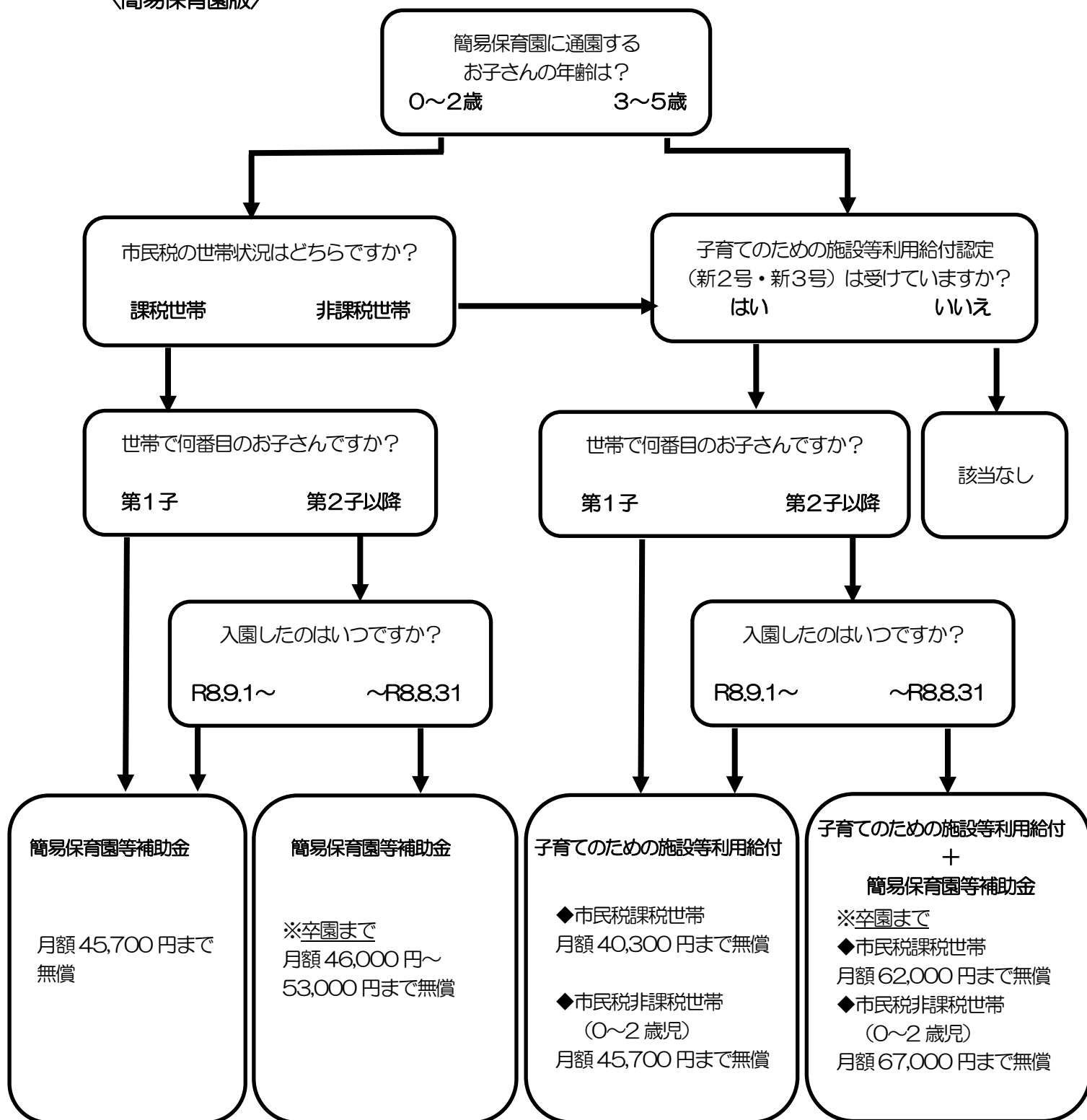


申請に関するフローチャート

〈保育の必要性があることが条件です〉

〈簡易保育園版〉

START



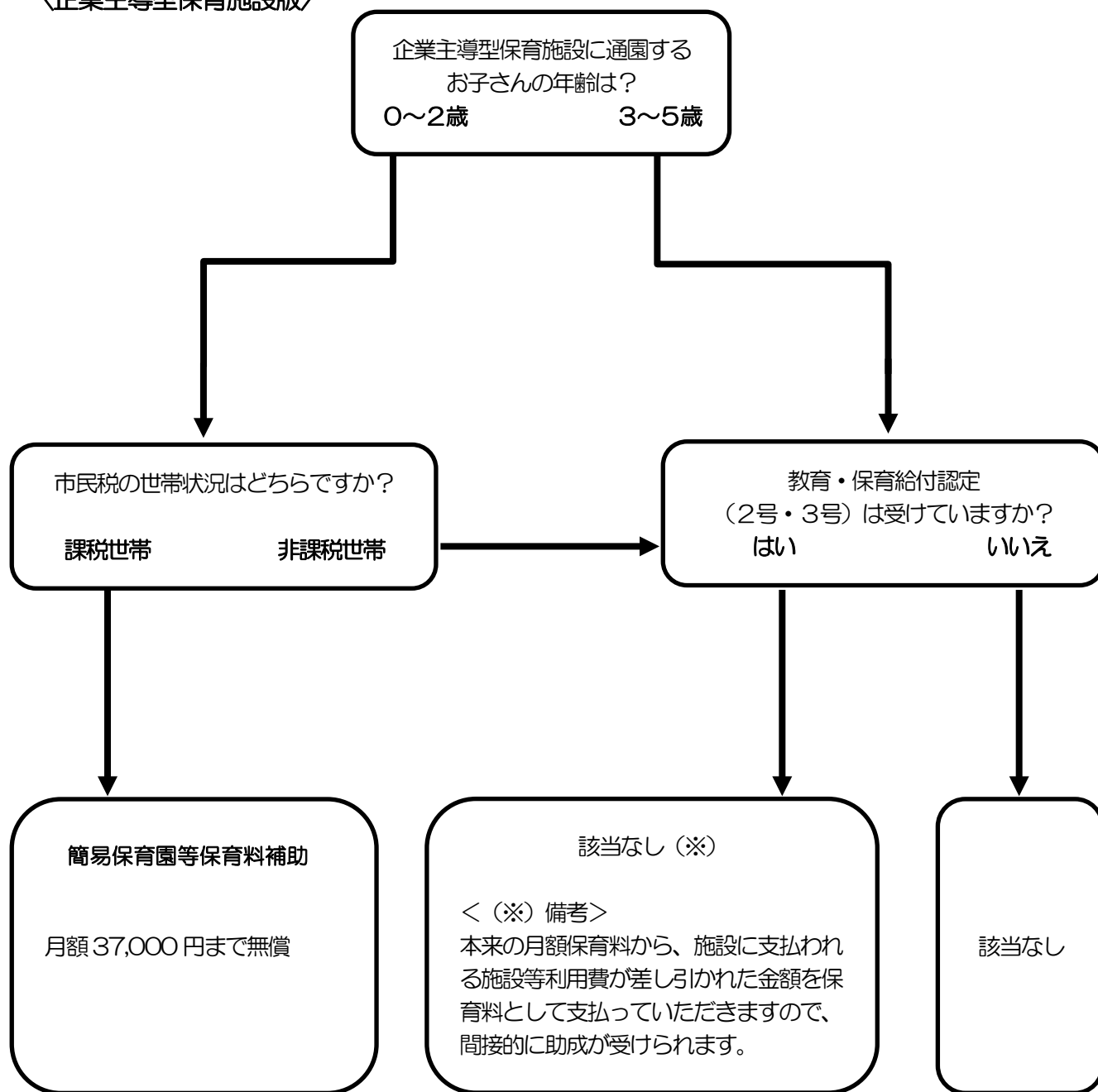
上記の単価は令和8年10月以降のものです。

申請に関するフローチャート

〈保育の必要性があることが条件です〉

〈企業主導型保育施設版〉

START



ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

TEL：047-704-0255（直通）

こども家庭部 こども施設入園課 事業管理グループ